⑭　本件工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑮　本件工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⑯　総合評価に係る「企業の技術力」等が安全性、確実性、経済性の観点から適切であり、不備なく記載されていること。

⑰　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑱　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものでないこと。

⑲　共同企業体について　共同企業体の構成員は、上記２⑴から⑱をすべて満たす者で構成され、かつ、別に公示する「特定建設工事共同企業体の競争参加資格審査申請書の受付について」の定めにより構成しなければならない。

⑳　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本件工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、申請書及び資料の提出に先立ち、別に公示する「特定建設工事共同企業体の競争参加資格審査申請書の受付について」に定める提出書類を事前に提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。なお、上記の提出期限までに提出書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本件工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定の日から本件工事が完成するまでとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本件工事に係る契約が締結される日までとする。

３　設計業務等の受託者等

⑴　２⑬②ハｄ及び２⑭の「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・　株式会社ＵＲリンケージ

⑵　２⑬②ハｄ及び２⑭の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次の①又は②に該当するものである。

①　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

４　総合評価に関する事項

⑴　得点を与える評価項目の詳細は、入札説明書による。なお、配置予定技術者の実績については、予定監理技術者の実績をもって評価する。

⑵　入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記⑶によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が２名以上ある時は、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑶　評価値は、価格評価点、技術評価点及び施工体制等評価点を合算した数値とし、技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。なお、技術評価点の最高点数は40点、施工体制等評価点の最高点数は30点とする。

評　価　値　＝　価格評価点＋技術評価点＋施工体制等評価点

価格評価点　＝　100×（１－入札価格／予定価格）

⑷　技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

①　企業の施工実績

②　配置予定技術者の施工実績

③　簡易な施工計画及び配置予定技術者のヒアリング

④　施工体制等

５　入札手続等

⑴　担当本部等

①　入札・契約及び令和３・４年度の一般競争参加資格の認定、共同企業体の資格認定に関すること

〒970―8026 福島県いわき市平字田町120　ラトブ７階　独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部　総務企画部　経理課　電話0246―38―8179

②　公募全般及び設計内容に関すること

〒970―8026 福島県いわき市平字田町120　ラトブ８階　独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部　復興支援部　基盤工事課　電話090―9211―0331、090―9211―0333

⑵　設計図書等の交付期間、場所及び方法

交付期間　令和３年９月７日（火）から令和３年11月18日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時（正午から午後１時までの間は除く）

申 込 先　独立行政法人都市再生機構　福島震災復興支援本部　復興支援部　基盤工事課

送 信 先　ＦＡＸ　0246―24―0301

問合せ先　復興支援部　基盤工事課　電話090―9211―0331、090―9211―0333

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①　申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法　申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、あらかじめ令和３年９月24日（金）までに提出日時を連絡のうえ、申請書の提出期間内に持参又は提出期間内必着とする書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。

提出期間　令和３年９月８日（水）から令和３年10月１日（金）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までの間は除く。）。なお、２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者においては、競争参加資格の確認の基準日の４営業日前までに５⑴①あて事前連絡の上、競争参加資格申請書類を持参又は送付すること。

紙入札による場合の提出場所：５⑴①に同じ。

②　資料の提出方法、期間及び場所

提出方法　資料は、あらかじめ提出する日時を２営業日前までに５⑴②に電話連絡のうえ、提出時は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。（電子入札システムによる場合も持参すること。）提出日には参考資料として本件工事の入札説明書を持参すること。

提出期間　令和３年９月８日（水）から令和３年10月１日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）。

提出場所　５⑴②に同じ。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　入札書の提出日時、提出場所及び提出方法

提出日時　令和３年11月18日（木）午前10時から正午まで

提出場所　５⑴①

提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、入札書の提出期限までに５⑴①に持参又は同日午前中必着での書留郵便による郵送とすること。（電送によるものは受け付けない。）